

平成 26 年 10 月 6 日

保護者各位

野々市市健康福祉部子育てあんしん課長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援新制度に関するご質問について（回答）

中秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、先日お配りしました新制度に関するリーフレット（すくすくジャパン）について、保護者の皆様からご質問をいただきましたので、下記のとおりご回答申し上げます。

記

なぜ新制度になるのか。

子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

<子育てをめぐる現状と課題>

- 急速な少子化の進行
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足（小1の壁）
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り など

これらの課題を解決するため、新制度では次のような取り組みが進められます。

- 保育の場を増やし、待機児童を減らす
- 子育て支援の量の拡充や質の向上を進める
- 認定こども園制度の手続き簡素化 など

支給認定申請書とは？

新制度では、保育園などを利用する際には、「保育の必要性」の認定を受けていただく必要があるため、支給認定申請書の提出をお願いしております。認定区分については、リーフレットをご参照ください。

保育の必要量について、野々市市は、現在1日6時間以上週4日以上だったが、1日4時間以上週4日以上に変更なのか？

ご指摘のとおり、1日4時間以上かつ週4日以上に変更になります。

保育短時間と、保育標準時間では、保育の優先順位が違うのか？

入園の優先順位は、就労を要件とした場合、就労時間が長い方が優先になります。保育標準時間認定の方と保育短時間認定の方で比較した場合、保育標準時間認定の方が優先になるケースが多くなるかと考えられます。

保育を必要とする理由に妊娠・出産と書かれているが、何週目とは書かれていないので妊娠中、出産後預かってもらえるのか？

妊娠・出産を要件に入園できる期間は、出産予定日の8週前の日の属する月の初日から出産後8週を経過する日の属する月の末日までとなります。

例：10月3日出産の場合・・・8月1日から11月30日まで。

求職中であっても、認定こども園ではなく保育園の方に入園申し込みを提出してもよいか？また、そういった場合でも入園できるのか？

求職中の場合であっても、保育を必要とする事由に該当しますので、認定こども園もしくは保育園への入園申し込みが可能です。ただし、求職中を要件に入園できる期間は3か月間です。認定区分は、2号認定もしくは3号認定の保育短時間認定になります。

また、求職中の場合、既に就労されている方などよりも、優先順位は低くなってしまうため、ご希望の園が定員超過の場合、他園に利用調整をさせていただくこともありますし、全ての園で定員超過になった場合は、入園ができなくなることもあります。

5ヶ月（0歳児クラス）の子を11月から途中入園させ、仕事復帰をするが、次の出産を考えている。育児休業中に、0歳児の子が保育の継続をできるのか？

育児休業を取得する場合、次のいずれかの要件を満たせば、申立書を提出することで継続入園することができます。

①次年度に小学校入学を控えている場合（年長さんの場合）

②継続して集団生活を必要とするなど、児童の発達上環境の変化が好ましくないと言長が認めた場合

2号認定の子が認定こども園に入園した場合、午前の活動は1号認定の子と同じカリキュラムになるのか？

教育時間について編成する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。

幼稚園の場合、夏季・冬季休暇等があるが、認定こども園はどうなるのか？

1号認定の場合は、施設の判断となります。2・3号認定の場合、原則、長期休業はありません。

幼稚園の場合、午前中いっぱい以降降園するが、認定こども園であれば就労していなくても、一日中保育をしてもらえるのか？

満3歳以上で、保育を必要とする要件がない場合は、1号認定となり、認定こども園の幼稚園部分に入園申し込みすることができます。認定こども園における教育時間は、4時間を標準とし、それ以外の時間は、必要に応じ一時預かりを利用させていただくこととなります。

保育標準時間内の早朝や時間外保育の手続き後の料金は、保育料に含まれるのか？

保育標準時間認定の方についても、保育の必要性に応じ、保育利用時間について園と相談し、決定していただきますが、18時までは延長保育料は発生しません。

保育短時間から保育標準時間の利用に変更した場合は、その都度保育料は変わるのか？

お見込みのとおりです。認定区分の変更が生じた場合は、保育料も変更となります。

新制度利用の保育料は所得に応じた支払いと書いてあったが、保育園に限らず、幼稚園も、認定こども園もなのか？

保育園と認定こども園、新制度に移行する幼稚園の保育料は、市が定める基準（課税額に応じたもの）になりますが、新制度に移行しない幼稚園の保育料は、幼稚園が定める基準になり、課税額により就園奨励費の補助を受けることができます。

保育料は、どう計算されるのか各年齢で具体例をあげて示して欲しい。

現在、国が示す保育料の仮単価は下表のとおりです。現行制度では所得税により算定しておりますが、新制度では平成 27 年 8 月分までは平成 26 年度市町村民税の課税額、平成 27 年 9 月分からは平成 27 年度市町村民税の課税額により算定することとなります。

★教育標準時間認定（1号認定）

階層区分	利用者負担 (幼稚園、認定こども園)
生活保護世帯	0 円
市町村民税 非課税世帯	9,100 円
所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円
所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円
所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円

★保育認定（2号認定・3号認定）

階層区分	利用者負担 (保育園、認定こども園)			
	3 歳以上		3 歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
市町村民税 非課税世帯	6,000 円	6,000 円	9,000 円	9,000 円
所得割課税額 48,600 円未満	16,500 円	16,300 円	19,500 円	19,300 円
所得割課税額 97,000 円未満	27,000 円	26,600 円	30,000 円	29,600 円
所得割課税額 169,000 円未満	41,500 円	40,900 円	44,500 円	43,900 円
所得割課税額 301,000 円未満	58,000 円	57,100 円	61,000 円	60,100 円
所得割課税額 397,000 円未満	77,000 円	75,800 円	80,000 円	78,800 円
所得割課税額 397,000 円以上	101,000 円	99,400 円	104,000 円	102,400 円

正式な国の基準額が定められた後に、その範囲内で市の基準額を定めます。国の仮単価（上表）は、一部の階層でかなり高額な設定になっておりますが、市の基準額は、現行の保育料にできるだけ近い額に設定する予定です。

3 日間や数日の早朝、時間外保育の申し出である場合は、どのような料金設定になるのか？

延長保育料につきましても、国の基準額が示された後に、設定することとなりますが、現行の 18 時以降の延長保育料と同じように、利用量に応じたものになると想定しております。

以上